

宗 教 法 人 の 実 務

山口県総務部学事文書課

目 次

I	宗教法人の規則変更手続	1
II	宗教法人規則変更申請書類一覧	3
III	宗教法人規則変更認証申請書類様式	4
IV	証明願	29
V	登記に関する届出	35
VI	宗教法人認証規則の謄本交付申請	40

令和8年10月1日時点

I 宗教法人の規則変更手続

宗教法人の規則は、宗教法人を運営するための基本原則であり、規則に定めている内容と運営の実態は一致しなければなりません。

したがって、規則が実態にそぐわなくなった場合、規則を変更することが必要になります。

規則を変更するときは、法人の規則及び宗教法人法に定めるところによる手続をし、所轄庁の認証を受けなければなりません。

一般的には、次のような手続が必要になります。

1 責任役員会の議決

2 規則で定めるその他の手続

規則で定める手続は、各法人により若干異なるが、一般的には次のようなものがある。

- (1) 責任役員以外の機関（総代・干与人・総会等）の同意・議決等
- (2) 包括宗教団体の承認

3 被包括関係の設定又は廃止をしようとする場合

- (1) 申請の少なくとも二个月前に、信者その他利害関係人に対し、規則変更の要旨を示して、被包括関係の設定又は廃止をしようとする旨を公告する。
- (2) 被包括関係を設定しようとする場合は、申請前に包括団体の承認を得る。
- (3) 被包括関係を廃止しようとする場合は、(1)による公告と同時に包括宗教団体にその旨を通知する。

4 財産処分等を行う場合

事務所移転や事業の開始等に伴い、宗教法人法第23条に定められている財産処分や境内地、境内建物の用途変更を伴う場合は、その行為の少なくとも一月前に、信者その他利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告する。

5 所轄庁に規則変更の認証を申請し、認証を受ける。

※ 規則の変更は、認証書の交付を受けた日から効力を生ずる。

6 変更登記後、所定の様式にて所轄庁に届け出る。

（登記事項を変更した場合のみ）

[登記事項]

(※印については、規則の変更認証が必要)

- ※1 目的
- ※2 名称
- ※3 事務所の所在地
- ※4 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人、非宗教法人の別
- 5 基本財産がある場合には、その総額
- 6 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ※7 境内建物・境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る財産処分行為に関する事項を定めた場合には、その事項
- ※8 解散の事由を定めた場合には、その事項
- ※9 公告の方法

変 更 の 手 続

宗教法人の 規則で定め る手続	○責任役員会の議決 ○規則に定めのある場合 ・総代、干与人等の同意、総会の議決 ・包括団体の承認
-----------------------	---

←公告後2ヶ月経過

規則変更認証申請

(法第27条)

所轄庁の 手続	審査 規則変更認証
------------	--------------

↓ (28条・30条)

認証書の交付

規則変更の効力発生

変更した規則が登記事項の場合

変更登記

(法第53条) 所轄庁へ提出

規則変更登記完了届

(法第9条)

包括関係の設定・廃止に

関する手続

被
包
括
関
係
の
設
定
廃
止

設
定

廃
止

包括団体の承認

(法第26条第3項)

公告

(法第26条第2項)

包括団体に対する
被包括関係廃止通知

(法第26条第3項)

公告

(法第26条第2項)

Ⅱ 宗教法人規則変更認証申請書類一覧

書 類	様式番号	事務所移転 (県 内)	事務所移転 (県 外)	従たる事務 所の設置	被包括関 係の設定	被包括関 係の廃止	事業の開 始	事業の廃 止	その他
申請書	様式 1	○	○	○	○	○	○	○	○
変更事項を示す書類 (2 部)	様式 2	○	○	○	○	○	○	○	○
責任役員会議事録	様式 3	○	○	○	○	○	○	○	○
責任役員就任承諾書 (名簿でも可)	様式 4	○	○	○	○	○	○	○	○
その他の機関同意書 (名簿も添付)	様式 5	○	○	○	○	○	○	○	○
包括団体の承認書	様式 6	○	○	○	○		○	○	○
印鑑証明書 (法務局発行)		○	○	○	○	○	○	○	○
土地の履歴事項全部証明書		○	○	○					
建物の履歴事項全部証明書		○	○	○					
境内地・境内建物の写真		○	○	○					
礼拝施設の写真		○	○	○					
売買契約書		○	○	○					
境内地明細書	様式 7	○	○	○					
境内地建物明細書	様式 8	○	○	○					
寄付証書	様式 9	○	○	○					
公告証明書	様式 10	○	○	○			△	△	△
公告文の写し	様式 11	○	○	○			△	△	△
公告写真		○	○	○			△	△	△
案内図		○	○	○			○		
配置図	様式 12	○	○	○			○		
平面図	様式 13	○	○	○			○		
土地の公図		○	○	○					
所轄庁証明の法人規則			○						
宗教団体証明書	様式 14		○						
信者名簿			○						
宗教活動の状況を示す書類			○						
従たる事務所に係る書類				○					
公告証明書 被包括関係設定(廃止)	様式 15								
公告例 包括関係設定(廃止)	様式 16				○	○			
公告書類									
被包括関係廃止の通知	様式 17					○			
事業概要書	様式 18						○		
土地・建物の権利を証する書類							○		
目的外使用の公告書類	様式 19						△		
経理関係説明書類							○		
収益があるときは、その処分に 係る書類							○		
規則に細則の定めがあるときはそ の細則							○		
行政官庁の認可書等							○	○	
理由書		○	○	○	○	○	○	○	○

(注) △印を付した書類については、必要ない場合があります。

Ⅲ 宗教法人規則変更認証申請書類様式

1	宗教法人規則変更認証申請書	様式 1
2	変更しようとする事項を示す書類	
(1)	規則が縦書きの場合（例 事務所移転）	様式 2－1
(2)	規則が横書きの場合（例 役員の増員）	様式 2－2
(3)	新しく条文を設ける場合（例 事業の開始）	様式 2－3
3	責任役員会議事録	様式 3
4	責任役員就任受諾書	様式 4
5	総代その他の機関の同意書	様式 5
6	包括団体の承認書	様式 6
7	境内地明細書	様式 7
8	境内建物明細書	様式 8
9	寄付証書	様式 9
10	公告証明書（例 財産処分）	様式 10
11	宗教法人財産処分公告	様式 11
12	配置図	様式 12
13	平面図	様式 13
14	宗教団体証明書	様式 14
15	公告証明書（例 包括関係の設定・廃止）	様式 15
16	被包括関係の設定（廃止）の公告	様式 16
17	被包括関係の廃止通知	様式 17
18	事業概要書	様式 18
19	境内地（境内建物）の目的外使用についての公告	様式 19
20	公告証明書（例 目的外使用）	様式 20

宗教法人規則変更認証申請の一般的留意事項

- 1 申請書類は、原則として日本産業規格A列4判横書きとし、各様式順に左綴りとする。
なお、添付書類は、この手引きの様式を参考として作成し、様式ごとに別葉とする。
- 2 申請書及び添付書類は、1部とし、「変更しようとする事項を示す書類」は、2部提出する。
- 3 変更しようとする事項が宗教法人法第52条第2項各号に該当する場合には認証後必ず登記しなければならない。
- 4 住居表示の実施によって法人事務所の所在地の表示が変更になった場合には、規則変更認証手を省略して、市町長の証明書を添えて登記する。
- 5 登記事項に変更があった場合には、変更した事項に係る所定の様式にて知事に届け出ること。
- 6 書類の写しには、代表役員の原本証明をすること。

(例) この写しは、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人「 」

代表役員

[様式1]

年 月 日

山口県知事 様

包括団体がある場合はその団体名「 」

事務所所在地

宗教法人「 」

代表役員

電話番号

宗教法人規則変更認証申請書

宗教法人「 」の規則を変更したいので、宗教法人法第27条の規定により、変更しようとする事項を示す書類に下記関係書類を添えて規則変更の認証を申請します。

記

添付書類

1

2

3

※ 印鑑証明書（法務局発行）を添付すること。

〔様式２－１〕

変 更 す る 事 項

〔記載例１〕規則が縦書きの場合

【事務所移転】

宗教法人「	」規則変更事項
新	旧
第〇条 この宗教法人は、事務所を山口県 山口市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号に置 く。 附 則 この変更した規則は、山口県知事の認証書 の交付を受けた日（ 年 月 日） から施行する。	第〇条 この宗教法人は、事務所を山口県 宇部市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号に置 く。

様式 2－2]

変 更 す る 事 項

〔記載例 2〕 規則が横書きの場合

【役員の増員】

宗教法人「」規則変更事項	
新	旧
第〇条 この法人には、5人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。 附 則 1 この変更した規則は、山口県知事の認証書の交付を受けた日（ 年 月 日）から施行する。 2 この変更した規則により増員になった責任役員の任期は従来の責任役員の任期満了日までとする。	第〇条 この法人には、3人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

※ 役員の任期の延長及び増員等については、その経過措置を附則に設けなければならない。

[様式2-3]

変 更 す る 事 項

[記載例3] 新しく条文を設ける場合

【事業の開始】

宗教法人「 」規則変更事項

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 事 業

(公益事業以外の事業) (※1)

第〇〇条の2 この法人は、その目的達成に資するため、次の事業を行う。

- (1) 事業名 〇〇業
- (2) 事業種名 〇〇の経営
- (3) 事業所所在地 〇〇〇〇〇

2 前項の事業は、別に定める「〇〇事業運営規程」に基づき、代表役員が管理運営する。

3 第1項の事業に関する会計は、一般会計から区分し、特別会計として経理しなければならない。

4 第1項の事業から生じた収益は、この法人{〇〇宗(教)又はこの法人が援助する宗教法人若しくは公益事業}のために使用しなければならない。(※2)

附 則

この変更した規則は、山口県知事の認証書の交付を受けた日(年 月 日)から施行する。

※1 公益事業を行う場合の条文の見出しは「(公益事業)」となる。

霊園形式の墓地の経営については、経営の目的や形態にもよるが、一般的には宗教法人の公益事業となる。

※2 第4項の規定は、公益事業以外の事業の場合を想定(公益事業の場合、規定不要。)

※3 当該記載例は、章に属する条を枝番号のものにする方式であり、条の繰下げは行っていない。

[様式3]

[記載例]

責 任 役 員 会 議 事 録

1 日 時 年 月 日 午前 時から午後 時まで

2 場 所 宗教法人「 」事務所

3 出席者 代表役員 責任役員

責任役員

責任役員 計 人

規則の定数 人

4 議 題

宗教法人「 」の規則変更について

別紙変更案のとおり、規則 ○ 条中「責任役員3人」とあるのを「責任役員5人」に改める。

5 議事の経過

代表役員 は議長となり、出席者を確認し、責任役員会の開会を宣す。

議事に移り、代表役員から教勢の進展に伴い、法人業務の運営について広く信者の意向を反映せしむるため、責任役員の定数を従来の3人から5人に増員し、なお、増員する役員の任期は、現役員の任期（ 年 月 日）と同一にしたい旨説明があった。

これに対し、 より7人にしてはどうかという意見があったが、 は法人の現状からみて、7人に増員することは多きに失し、適当でないと主張した。

議長は、この修正案について諮ったところ、もう少し時期を見てはどうかという意見があった。

そこで議長は、原案、修正案について賛否を諮ったところ原案に全員が賛成した。議長も原案を支持賛成した。

なお、 提案の修正案については、これを尊重し、教勢を勘案しつつ今後の検討課題とすることとした。

次いで議長からできるだけ早く規則に基づき総代の同意、包括団体の承認及び山口県知事に規則変更の認証手続をすること、また、この変更について、趣旨の変更にわたらない限度における一部字句の修正は、代表役員に一任されたい旨表明があり、全員これを了承した。

6 議決事項

(1) 宗教法人「 」規則変更について、原案どおり規則第○条中「責任役員3人」とあるのを「責任役員5人」に改めること。

(2) この規則の変更について包括団体の承認を得ること。

(3) この規則の変更について総代全員の同意を得ること。

(4) 規則変更の認証申請をできるだけ早く行うこと。

(5) 責任役員の増員について教勢を勘案しつつ今後の検討課題とすること。

(6) 増員する責任役員の任期は、現役員の任期の満了日までとすること。

上記のとおり議決した。

年 月 日

宗教法人 「
代表役員
責任役員
同

上記は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人 「
代表役員

- ※1 点線以下は、規則変更認証申請のとき議事録の写しに記入する。
- ※2 当該規則の変更に関係のない議題を含むときは、必要部分を書き出し、表題を「責任役員会議事録（抄録）」とし、原本証明の字句を「上記は原本の抄録であることを証明します。」とする。

[責任役員会議事録作成上の注意事項]

責任役員会の議事録は、法人の事務を決議したことを明かす証拠書類であり、第三者に対する対抗要件ともなるので、特に以下のことに留意する必要がある。

- 1 法人の議決機関である責任役員会は、所定の手続きを経て適正な資格を持つ責任役員のみにて運営されなければならない。

適正な資格を持つ責任役員とは、規則で定めるところにより選定された者をいい、このことは法人に提出されている就任承諾書で裏付けられなければならない。

また、総代、干与人等は、責任役員会の議決に加わることはできない。

- 2 議事の経過については、規則変更の理由、議題の審議状況及び議決事項等を明確に記載する。特に議決した事項に反対者がいる場合には、反対した者の氏名と反対理由を明示すること。

なお、議事録の原本（当該法人の保管）には、出席した代表役員及び責任役員の署名がなされるようにすること。

また、議事録は永久保存するものであるから、議事録の原本は保存に耐えうるものを選ぶこと。

- 3 規則の変更について、総会の議決を得る規定がある場合の総会議事録は、この議事録に準じて作成する。

[様式 4]

責任役員就任受諾書

宗教法人「 」の責任役員に就任することを受諾します。

年 月 日

住所氏名

上記は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人「
代表役員

注1 責任役員の就任受諾書は連名でもよい。

注2 本様式によらずとも、法人所定の就任受諾書又は責任役員の任期が確認できる役員名簿等でもよい。

[様式 5]

同意書

宗教法人「 」の規則を別紙変更事項のとおり変更することに同意します。

年 月 日

宗教法人「
総 代
同
同

上記は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人「
代表役員

[様式 6]

承認書

所在地
宗教法人「 」

上記宗教法人「 」の規則を別紙のとおり変更することを承認する。

年 月 日

	包括团体 所在地 名 称 代表者
--	------------------------------

上記は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人「 」
代表役員

[様式 7]

境 内 地 明 細 書

所在地	市 郡	区	町	丁目
番地・番	地 目	地 積	所 有 者	備 考

- 注) 1 この明細書には、土地の登記上の地目に関係なく法第 3 条に規定する境内地のすべてを筆ごとに記入すること。
- 2 地目の欄は、土地の履歴事項全部証明書の地目を記入すること。
- 3 飛地境内地は、備考欄にその旨を記入すること。

[様式 8]

境 内 建 物 明 細 書

所在地	市 区 町 丁目 番				
	市 地 郡				番
使 用 区 分	構 造	床面積 (1 階)	床面積 (2 階)	所 有 者	備 考

- 注) 1 この明細書には、建物の登記上の種類に関係なく法第 3 条に規定する境内建物をすべて記入し、使用区分欄は同条第 1 号に規定する建物及び工作物の区分に従って記入すること。
- 2 構造欄は、例えば「木造瓦葺平屋建」等と記入すること（建物の履歴事項全部証明書の構造と一致させること）。
- 3 飛地境内建物については、備考欄にその旨を記入すること。

[様式9]

年 月 日

宗教法人「
代表役員

様

所有者住所
氏 名

寄 付 証 書

宗教法人「
ます。」に、下記の物件を境内地（境内建物）として寄付し

記

土地の表示

建物の表示

上記は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人「
代表役員

- ※ 点線以下は、規則変更認証申請のとき寄付証書の写しに記入する。
- ※ 物件の表示は、不動産の履歴事項全部証明書記載のとおりとする。実測面積を記入するときは、その旨明示する。
- ※ 寄付者の印鑑証明書を添付すること。

[様式10]

公 告 証 明 書

宗教法人「
」は、事務所の移転に伴い財産処分をするため、下記のとおり宗教法人法第23条及び宗教法人「
」規則第〇〇条に規定する公告をしたことを証明します。

記

1 公告の方法

年 月 日から 年 月 日まで 日間事務所の掲示場に
掲示（ 年 月 日発行の機関誌「
」に掲載）した。

2 公告文

別紙公告の写しのとおり

年 月 日

事務所所在地

宗教法人「
」

代表役員

上記は、事実と相違ないことを確認しました。

年 月 日

確認者住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

[注意事項]

- 1 規則で定めてある公告の方法により行うこと。
- 2 確認者は、責任役員を含まない信者その他の利害関係人とし、3人以上連署（自署）すること。
- 3 公告期間については、初日と終日は一日中でない限り民法上算入できないので、実際には規則で定めた日より2日余分に公告すること。
- 4 公告文の写し及び公告した状況のわかる写真2枚（1枚は公告文の文字の判読ができるもの、もう1枚は公告した場所がわかるもの）を添付すること。
- 5 機関誌掲載の場合、公告の掲載されている機関誌を添付すること。

[様式 1 1]

[記載例]

宗教法人財産処分公告

このたび、宗教法人「
へ移転することとなりました。

移転に伴い、現在の境内地・境内建物を下記のとおり処分することになりましたので、
宗教法人法第 23 条及び宗教法人「
ます。

年 月 日

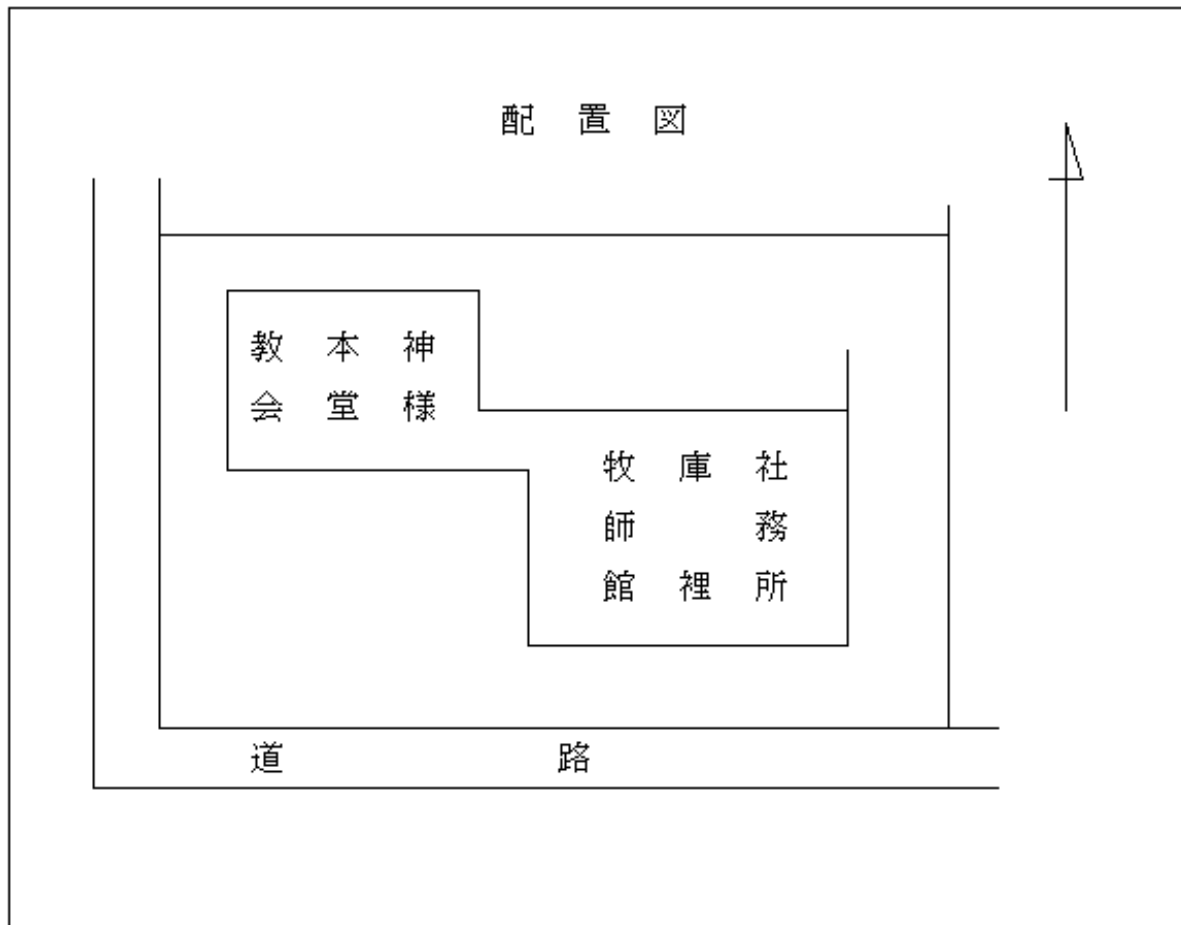
信者その他利害関係人各位

所在地
宗教法人「
代表役員

記

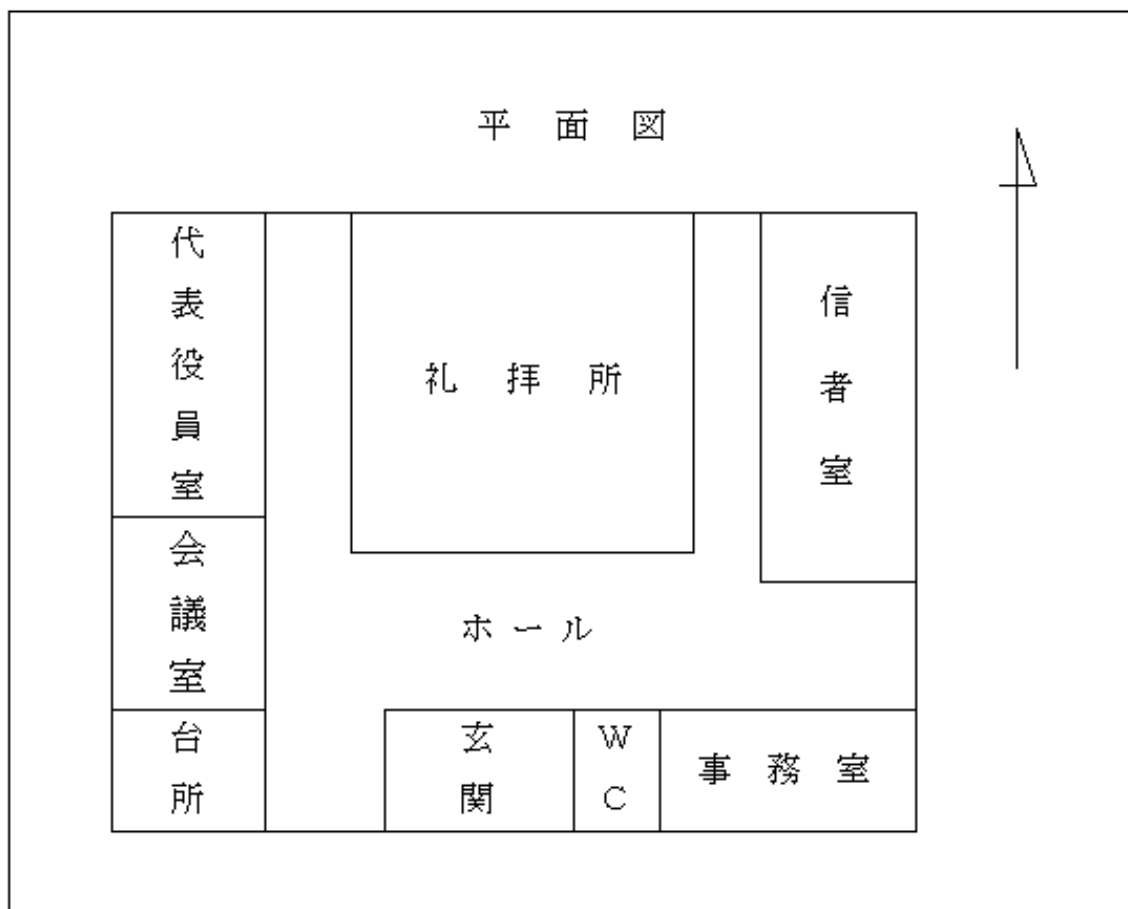
- 1 処分する財産
(財産の所在地・名称・面積・相当金額等を表示すること。)
- 2 処分の方法
(売却・無償譲渡、賃貸等の別及び有償の場合は予定金額を表示すること。)
- 3 処分の相手方の住所及び氏名
- 4 処分の年月日

[様式 1 2]



* 土地に建物がどのように配置されているかを示す図面

[様式 1 3]



＊ 建物の内部・間取りがわかる図面

[様式 14]

宗教団体証明書

「
」は、下記のとおり、宗教法人法第2条第1号に該当する宗教団体であることを証明します。

記

1 由緒・沿革

(1) 創始年月日

(2) 創始の場所

(3) 創 始 者

(4) 主たる変遷 (移転・代表者変更・土地建物の拡張等重要事項を詳しく記載すること。)

2 主審・本尊 (配祀神・脇仏を含めて記載すること。)

3 教義の概要 (被包括団体は、「〇〇教の教義による」とし、単立は、最も特徴とする事項を詳しくかつ簡潔に記載すること。)

4 施 設 (境内地及び境内建物)

5 教 勢 信者 〇〇〇人、教師 〇〇人 (信者名簿に登録されているものを記載すること。)

6 儀式行事 (主な年中の儀式行事を「〇〇月〇〇日 △△祭」とし、具体的に列挙すること。)

7 そ の 他 財 産 目 録 別紙のとおり
収支計算書 別紙のとおり

年 月 日

宗教法人「
」
代表役員
信者代表
信者代表
信者代表

[様式 15]

[記載例] 被包括関係設定（廃止）の場合

公 告 証 明 書

このたび、宗教法人「
」は、宗教法人（団体）「
」との被包括関係を設定（廃止）するため、下記のとおり宗教法人法第26条第2項の規定により公告したことを証明します。

記

- 1 公告方法（宗教法人「
」規則第○条）
年 月 日から 年 月 日まで 日間事務所の掲示場に
掲示した。
- 2 公告文 別紙公告の写しのとおり

年 月 日

事務所所在地

宗教法人「
」
代表役員

上記は、事実と相違ないことを確認します。

年 月 日

確認者住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

【注意事項】

- 1 規則で定めてある公告の方法により行うこと。
- 2 確認者は、責任役員を含まない信者その他の利害関係人とし、3人以上連署（自署）すること。
- 3 公告期間については、初日と終日は一日中でない限り民法上算入できないので、実際には規則で定めた日より2日余分に公告すること。
- 4 公告文の写し及び公告した状況のわかる写真2枚（1枚は公告文の文字の判読ができるもの、もう1枚は公告した場所がわかるもの）を添付すること。
- 5 機関誌掲載の場合、公告の掲載されている機関誌を添付すること。

[様式16]

[記載例]

被包括関係の設定（廃止）の公告

このたび、下記（別紙）のとおり宗教法人「
「
」と被包括関係を設定（廃止）することとしたいので、宗教法人
法第26条第2項の規定により公告します。

年 月 日

事務所所在地
宗教法人「
代表役員

記

規則変更案の要旨

上記は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人「
代表役員

規則変更案は、申請書に添付したものと同文につき、添付を省略する。

※ 点線以下は、規則変更認証申請のとき公告の写しに記入する。

[様式 17]

[記載例]

年 月 日

事務所所在地

宗教法人（団体） 「 」

代表役員 様

事務所所在地

宗教法人 「 」

代表役員

被包括関係の廃止について（通知）

このたび、宗教法人「 」は、 年 月 日責任役員会の
議決に基づき、貴宗教法人（団体）「 」との被包括関係を廃止すること
になりましたので、宗教法人法第26条第3項の規定により通知します。

上記は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人「 」
代表役員

※ 内容証明書及び配達証明書の写しを添付すること。

[様式18]

事業概要書

- 1 事業の名称
- 2 事業所所在地
- 3 事業開始年月日
- 4 職員構成

職 名	専任・兼任の別	氏 名

- 5 施設の概要

土 地	所在地
	所有者
	面 積
建 物	所在地
	所有者
	構 造
	床面積

- 6 今後の計画

[様式 19]

[記載例]

境内地（境内建物）の目的外使用についての公告

このたび、下記のとおり境内地の一部を〇〇〇事業の用に供することとなりましたので、宗教法人法第 23 条第 5 号の規定により公告します。

年 月 日

信者その他の利害関係人各位

事務所所在地
宗教法人「
代表役員

記

- 1 用途を変更する境内地面積
〃 配置図
- 2 事業計画の概要
- 3 その他の参考事項

上記は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人「
代表役員

公告証明書

宗教法人「」は、境内地の一部を〇〇〇事業の用に供するため、下記のとおり宗教法人法第23条第5項及び宗教法人「」規則第〇〇条に規定する公告をしたことを証明します。

記

1 公告方法（宗教法人「」規則第〇条）
年 月 日から 年 月 日まで 日間事務所の掲示場に
掲示（ 年 月 日発行の機関誌「」に掲載）した。

2 公告文
別紙公告の写しのとおり
年 月 日

事務所所在地
宗教法人「」
代表役員

上記は、事実と相違ないことを確認しました。
年 月 日

確認者住所
氏名
住所
氏名
住所
氏名

[注意事項]

- 1 規則で定めてある公告の方法により行うこと。
- 2 確認者は、責任役員を含まない信者その他の利害関係人とし、3人以上連署（自署）すること。
- 3 公告期間については、初日と終日は一日中でない限り民法上算入できないので、実際には規則で定めた日より2日余分に公告すること。
- 4 公告文の写し及び公告した状況のわかる写真2枚（1枚は公告文の文字の判読ができるもの、もう1枚は公告した場所がわかるもの）を添付すること。
- 5 機関誌掲載の場合、公告の掲載されている機関誌を添付すること。

Ⅳ 証 明 願

1 登録免許税非課税証明の場合 様式 2 1

2 承継証明の場合 様式 2 2

登録免許税非課税申請のための証明願に必要な書類

- 証明願（２通）
 - ※ １通を県で使用、１通を証明して交付する
- 手数料（７００円）を納付したことを証する書類
 - (1) 収納窓口での納付の場合
納付済証
 - (2) オンライン又は納入通知書による納付の場合
手数料の納付に関する調書
- 添付書類（各１通）
 - ※ 添付書類が写しの場合、代表役員名で原本証明を行うこと

【共通書類】

- (1) 責任役員会の議事録の写し
- (2) 責任役員就任受諾書の写し（責任役員の任期が確認できる役員名簿の写しでも可）
- (3) その他機関の同意書謄本（規則に定めのある場合）
- (4) 包括団体の承認書謄本（規則に定めのある場合）
- (5) 公告証明書・公告文及び写真（公告事項に該当する場合）
- (6) 法人規則の写し
- (7) 印鑑証明書（法務局発行）
- (8) 返信用封筒（郵送での交付を希望される場合のみ）

【境内地の場合】

- (1) 利用計画書（従前から所有するものの場合、登記が行われなかった理由を付すこと）
- (2) 土地の履歴事項全部証明書 ※登記官の印があるもの
- (3) 農地転用許可謄本（地目が農地の場合）
- (4) 寄附証書謄本（寄附者の印鑑証明書添付）又は売買契約書謄本
- (5) 公図（法務局発行）
 - 現況図（現在の境内建物、境内地との位置関係等が確認できるもの）
 - 案内図（土地の位置が分かる周囲の見取り図）
- (6) 写真（現況図等に番号を付して撮影位置を示すこと）※現況確認のため

【境内建物の場合】

- (1) 利用計画書（従前より所有する建物で登記されていない場合、その理由を付すこと）
- (2) 土地・建物の履歴事項全部証明書 ※登記官の印があるもの
- (3) 寄附証書謄本（寄附者の印鑑証明書添付）又は売買契約書謄本（所有権移転登記の場合）
- (4) 配置図（敷地に建物の配置を示した図面）
- (5) 平面図（間取りが分かる図面）
- (6) 案内図（建物の位置が分かる周囲の見取り図）
- (7) 写真（外観及び内観。平面図に番号を付して撮影位置を示すこと）

申請の内容によって上記以外の書類の添付を求める場合があります。
現地調査を行う場合があります。

[様式 2 1]

年 月 日

山口県知事 様

包括団体がある場合はその団体名「
事務所所在地
名 称 宗教法人「
代表役員
電話番号

証 明 願

登録免許税の非課税申請のために必要ですから、下記物件が登録免許税法（昭和 4 2 年法律 3 5 号）別表第 3 の 1 2 の項の第 3 欄 1 号に該当するものであることを証明願います。

記

物件の表示

土 地 ○○市△△町 1 0 0 番地
地目 宅地
地積 5 0 0 . 0 0 m²

建 物 ○○市△△町 1 0 0 番地
家屋番号 1 番
木造瓦葺 2 階建 1 棟
本堂兼庫裡 1 階 2 0 0 . 0 0 m²
2 階 9 0 . 0 0 m²

- ※ 1 印鑑証明書（法務局発行）を添付すること。
- ※ 2 物件の表示は、1 筆、1 棟ごとに履歴事項全部証明書の表示通り記載すること。
- ※ 3 下部に証明のための余白を設けること。
- ※ 4 手数料（7 0 0 円）を収納窓口で納付した場合には「納付済証」を、オンライン又は納入通知書により納付した場合には別紙「手数料の納付に関する調書」を添付すること

[様式 2 2] (寺院用)

年 月 日

山口県知事 様

所在地
宗教法人
代表役員
電話番号

証 明 願

宗教団体法（昭和 14 年 4 月 7 日法律第 77 号）施行前の「
」は、その後、宗教団体法による宗教団体、宗教法人令（昭和 20 年 12 月 27 日勅令第 719 号）による宗教法人となり、さらに宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）の施行に伴い同法による宗教法人「
」となったものであり、その権利義務が現在の宗教法人に承継されていることを証明願います。

- ※ 1 印鑑証明書（法務局発行）を添付すること。
- ※ 2 宗教法人の閉鎖事項全部証明書を添付すること。
- ※ 3 手数料（700 円）を収納窓口で納付した場合には「納付済証」を、オンライン又は納入通知書により納付した場合には別紙「手数料の納付に関する調書」を添付すること

[様式 2 2] (神社用)

年 月 日

山口県知事 様

所在地
宗教法人
代表役員
電話番号

証 明 願

宗教法人令（昭和 20 年 12 月 27 日勅令第 719 号）施行前の「」は、その後、宗教法人令による宗教法人となり、さらに宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）の施行に伴い同法による宗教法人「」となったものであり、その権利義務が現在の宗教法人に承継されていることを証明願います。

- ※ 1 印鑑証明書（法務局発行）を添付すること。
- ※ 2 宗教法人の閉鎖事項全部証明書を添付すること。
- ※ 3 手数料（700 円）を収納窓口で納付した場合には「納付済証」を、オンライン又は納入通知書により納付した場合には別紙「手数料の納付に関する調書」を添付すること

別紙

宗教法人証明手数料の納付に関する調書

納付者名	
------	--

希望する納付方法にチェック☑を入れ、必要事項をご記入の上、申請書類に添付してご提出ください。

☐ オンライン納付（電子納付）

受付番号	
------	--

※「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した際に、当該手数料を納付した者（やまぐち電子申請サービスに登録したアドレス）に通知される受付番号を記入すること。

☐ 納入通知書による納付

納入通知書の送付先	郵便番号	
	住所	
	商号及び氏名 (法人にあっては、 その名称及び代表 者の氏名)	

※ 納付されたことを確認するため、納付後、「領収証書」の写しを学事文書課宛て FAX 又はメールで送付してください。

メールで送付される場合は、件名に「【申請者名】宗教法人証明手数料に係る領収証書の送付について」と入力してください。

FAX:083-933-2130 E-mail: a10400@pref.yamaguchi.lg.jp

※ 申請書の受領後に納入通知書の送付及び納付確認を行うため、証明書の交付までに時間を要する場合があります。速やかな交付を希望される場合は、手数料収納窓口での納付又はオンライン納付（電子納付）をご利用ください。

V 登記に関する届出

- 1 宗教法人規則変更登記完了届 様式 2 3
- 2 代表役員変更（重任）登記完了届 様式 2 4
- 3 代表役員（代表役員代務者／清算人）氏名（住所）変更登記完了届 . . 様式 2 5
- 4 事務所所在地変更登記完了届 様式 2 6

[様式 23]

年 月 日

山口県知事 様

包括団体がある場合はその団体名「
事務所所在地
名 称 宗教法人「
代表役員
電話番号

宗教法人規則変更登記完了届

宗教法人「」の規則変更の登記を完了しましたので、宗教法人法第9条の規定により届け出ます。

記

規則変更認証年月日 年 月 日

登記年月日 年 月 日

[様式 24]

年 月 日

山口県知事 様

包括団体がある場合はその団体名「
事務所所在地
名 称 宗教法人「
代表役員
電話番号

代表役員変更（重任）登記完了届

このたび、代表役員に変更が生じ（代表役員が重任し）、宗教法人法第53条の規定による変更の登記をしたので、同法第9条の規定により届け出ます。

記

前代表役員氏名

新代表役員氏名

新代表役員就任年月日

年 月 日

変更の事由

死亡・辞任・その他（ ）

[様式 25]

年 月 日

山口県知事 様

事務所所在地

名 称 宗教法人「 」

代表役員

電話番号

代表役員（代表役員代務者／清算人）氏名（住所）変更登記完了届

このたび、代表役員（代表役員代務者／清算人）の氏名（住所）に変更が生じ、宗教法人法第53条の規定による変更の登記をしたので、同法第9条の規定により届け出ます。

記

変更の年月日

年 月 日

変更の内容

代表役員（代表役員代務者 清算人）の
氏名／住所 の変更

変更前

変更後

[様式 26]

年 月 日

山口県知事 様

包括団体がある場合はその団体名「
事務所所在地
名 称 宗教法人「
代表役員
電話番号

事務所所在地変更登記完了届

このたび、区画整理により／住居表示実施により事務所の所在地に変更が生じ、宗教法人法第53条の規定による変更の登記をしたので、同法第9条の規定により届け出ます。

記

変更の年月日 年 月 日

変更の事由 区画整理・住居表示・その他
()

VI 宗教法人規則の謄本交付申請書

宗教法人規則の謄本交付申請書 様式 27

[様式 27]

年 月 日

山口県知事 様

包括団体がある場合はその団体名「
事務所所在地
名 称 宗教法人「
代表役員
電話番号

宗教法人規則の謄本交付申請書

宗教法人「
」の規則の謄本 通を交付願います。

理由

- ・紛失
- ・ _____に使用するため

- ※1 印鑑証明書（法務局発行）を添付すること。
- ※2 手数料（謄本1通につき700円）を収納窓口で納付した場合には「納付済証」を、オンライン又は納入通知書により納付した場合には別紙「手数料の納付に関する調書」を添付すること

別紙

宗教法人規則謄本交付申請手数料の納付に関する調書

納付者名	
------	--

希望する納付方法にチェック☑を入れ、必要事項をご記入の上、申請書類に添付してご提出ください。

☐ オンライン納付（電子納付）

受付番号	
------	--

※「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した際に、当該手数料を納付した者（やまぐち電子申請サービスに登録したアドレス）に通知される受付番号を記入すること。

☐ 納入通知書による納付

納入通知書の送付先	郵便番号	
	住所	
	商号及び氏名 (法人にあっては、 その名称及び代表 者の氏名)	

※ 納付されたことを確認するため、納付後、「領収証書」の写しを学事文書課宛て FAX 又はメールで送付してください。

メールで送付される場合は、件名に「【申請者名】宗教法人規則謄本交付申請手数料に係る領収証書の送付について」と入力してください。

FAX:083-933-2130 E-mail: a10400@pref.yamaguchi.lg.jp

※ 申請書の受領後に納入通知書の送付及び納付確認を行うため、謄本の交付までに時間を要する場合があります。速やかな交付を希望される場合は、手数料収納窓口での納付又はオンライン納付（電子納付）をご利用ください。